

回 (年 度)	問 題
第66回 (平成28年)	<p>問1</p> <p>(株)A（以下「A社」という。）は、家電製品の販売を業としているが、このたび、顧客の利便性の向上を目的として、A社及びA社と加盟店契約を締結した各店舗（以下「加盟店」という。）において利用できるチャージ式プリペイドカード（以下「カード」という。）の発行を行うこととした。カードの特徴は、資料1のとおりとする。</p> <p>税理士であるあなたは、顧問先であるA社から資料2の質問を受けた。</p> <p>この質問に対してどのように答えるべきか、益金の額及び損金の額の意義を明らかにした上で、A社が行うべき税務処理についての法的な理由・考え方を簡潔に答えなさい。</p> <p>【資料1】（カードの特徴）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 カードの発行を受けた者を会員とし、会員は、A社及び加盟店での商品の購入代金等の決済をするに当たり、カードの残高の範囲内で支払に充てることができる。 2 カードには発行時から一定金額がチャージされており、カードの発行を受ける際、会員はチャージされた金額相当額をA社に対し現金で支払う。 3 カードの発行を受けた後は、会員の希望により自由にチャージできる。なお、チャージ代金はA社に現金で支払われる。 4 カードは発行日から5年を経過すると利用できなくなり、未利用残高があったとしても払戻しは行われない。また、会員はカード残高について換金することはできない。 5 会員が加盟店においてカードを利用して決済した場合には、A社は加盟店に対し利用料相当額を支払うこと、加盟店からA社に対しては、利用額の3%相当額の手数料を支払うこととされている。 <p>【資料2】（A社からの質問）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社が、カードの発行時に会員から受け取る代金及びカード発行後の追加のチャージ代金は、いつ収益に計上すべきか。仮に、カード発行時又はチャージ時に収益計上すべき場合、原価を見積もって計上することは認められるか。 2 カードには有効期限があり、未利用残高は一切換金できないこととしていることからすれば、カードを利用しなくても収益が確定していると解すべきではないか。 3 加盟店との契約で3%の手数料を徴することとしている。まだカードが利用されていないとしても、会員から受け取った金額のうち手数料分は収益が確定したと解すべきではないか。

回 (年 度)	問 題
第66回 (平成28年)	<p>問2</p> <p>(株)B(年1回6月決算法人。以下「B社」という。)は、事務用機器の製造を業としている法人である。</p> <p>当期(平成27年7月1日から平成28年6月30日までの事業年度をいう。以下同じ。)において、以下(1)及び(2)に示した支出が行われた場合、当期に行うべき税務上の処理はどのようになるか。仕訳を示した上で、その法的な理由・考え方を簡潔に説明しなさい。</p> <p>なお、処理に当たって複数の方法が考えられる場合は、法人にとって最も有利なものを仕訳で示すこととし、法的な理由・考え方の説明は、他方の処理についても記載すること。</p> <p>(1) このたび、従来の事務用機器の機能を大幅に向上させた新型の機器を開発し、販売は当期から行っているが、この機器の広告宣伝のため、資料3に記載する支出を行った。</p> <p>【資料3】</p> <p>1 テレビCM費用……広告代理店に対し、タレントの出演料3,000,000円、CM制作費用2,000,000円及びテレビ局に支払われる広告料3,000,000円の計8,000,000円を平成28年6月10日に小切手にて支払った。撮影は同日に終了したが、テレビCMは平成28年7月20日から2ヶ月間放映されることとなった。</p> <p>2 見本品の製作費用……新製品(法定耐用年数10年)の見本品を1台製作し、平成28年6月1日に販売特約店に1,000,000円で譲渡し、代金は普通預金口座に振り込まれた。製作に要した費用は4,000,000円(見本品勘定として資産計上している。)、新製品の販売価額は5,000,000円とする。</p> <p>(2) 平成28年6月20日に事業用資産の損害保険契約(保険期間:平成28年6月20日～平成29年6月19日)を締結し、保険料1,200,000円は6回の分割払とした。当期においては、契約日に第1回分として200,000円を現金で支払い、残金は翌期に支払うこととした。</p>